

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

A

第1、又は、国土交通大臣が運賃の範囲を指定することとした本件法律7条と、運賃を上記範囲内で定めることを義務づけた本件法律8条2項が、憲法22条1項により保障される職業選択の自由を侵害し、違憲であると主張する。この時点で条文を摘示、

(しかし)本件の争点に把握できています。

1/ 国からは、本件法律7条、8条2項は、職業選択の自由を制約するものであると、"選択"の自由を侵害するものではないとの反論が考えられる。

国からの反論と意識をいかに削ぐか
立論が非常に重要

2. しかし、長引く不況の影響下でも、自由に運賃の変更ができないとなると、タクシー事業の経営が立ち行かなくなり、最終的には、事業からの撤退を余儀なくされるおそれがあるから、本件法律は、職業選択の自由そのものを侵害しているというべきである。

3. よって、事業者が自由に運賃の設定をなすことを禁止した本件法律7条、8条2項は、職業選択の自由を制約する。

第2、ただし、職業選択の自由も無制約のものではなく、公共の福祉(憲法22条1項, 13条後段)による制約を受け得る。これを先にあげる。

そこで、本件法律の規定が、合理的な制約として許されるかが問題となる。

1. 「職業」は、生活の基盤を得るためだけでなく、分業社会の下、自己の個性を發揮し発展としていくもので、自己実現の価値と不可分の重要なものである。

goodです。

そして、指定された範囲外の運賃で営業すれば

1 ページ

裏面へ

は、最終的には、事業許可の取消し（事件法律9条）、
100万円以下の罰金（事件法律17条）が科される
ことが予想されること、二つは、上記自由に対
する強度の制約である。

手続の制約の
強度をいかに
論じられており
非常に多い。

よって、事件法律による制約が合憲的かを
は、厳格に判断すべきである。

2. これに対し、国からは、事件法律の制約の目的は、
業務の適正化を図ること（事件法律1条等）、事業者
間の不当な競争を予防すること（事件法律7条2項
3号等）という積極目的に出たものであるから、
その合憲性は緩やかに判断すべきとの反論が
考えられる。

積極目的と
消極目的に
ついて、国の立場
から、Xの立場から
の双方に分けて
みると検討がし
ており、非常によく
整理されている。

3. しかし、事件法律1条によるて、事件法律は、運
送の安全をもその目的としている。

最終的に
（以下）Xの立場に
ついて、いえる点も
問題への理解
の深さがうかがえ
ます。

この運送の安全には、利用者等の生命・身体
の安全という積極目的が含まれていること、
このように、両方の目的が併存しているような
場合には、やはり、合憲性を厳格に判
断すべきである。

具体的には、① 目的が真にやむにやまれ
ぬもので、② ~~手段が必要最小限度である場
合に限って合憲となると考える。~~

15
13

第3. ② が制限的でない他の手段がない場合
に限って合憲となると考える。

第3. 本問において、① 目的は、人の生命・身体等の安全
と密接であり、真にやむにやまれぬものと
いえる。

しかし、タクシーに用いるガス代、ガソリン代
は、その時々によって大きく変動するから、運送の
範囲を一括して規定するのであれば、運送事業に

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名

評価(ABCD)

本件の特許や
タクシー業界の事情
をよく分析して
いる。

係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を
標準とする本件法律⑦条2項1号の目的は運賃で
ない、それよりも、~~自業事業者~~に自由に運賃を
設定させ、届出の際に、その客主になつた理由と
ともに提出させれば、許可権者の下で適正な
運賃かを判断することからでき、そのお
よび確定に業務の適正化を図ることからできる。

また、乗客数を減少することにより、多くの
客を運ぶように、スピード超過でタクシーを走
ることにより、運賃を低下させ、乗客数を増やす
ことで、~~運賃~~運賃の安全に資することから
予想される。

よって、②より制限的でない他の手段がない
とはいえないから、~~本件法律は、適正な~~本件法
律7条、8条2項は、~~自業事業者~~の自由を侵害し
規定である。

以上。

非常によく整理がなされたレベルの高い答案です。
要点もしっかり絞つた上で、必要十分な立論ができてい
ると思います。
この調子で頑張ってください。

3 ページ

裏面へ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

B

3	1. A社は、本件法律7条が「T市内における小型タクシーの初乗り運賃の範囲を570円～590円に指定していること」が、職業選択の自由を侵害し、憲法22条1項に反し、違憲であると主張することが考えられる。
5	2. 22条1項は、職業の開始、継続、廃止のみならず、職業の内容や態様としての自由も保障している。T市内において、タクシー事業を営むことも当然保障されているといえる。
10	これに対し、本件条例7条は、小型タクシーの初乗り運賃の範囲を指定しただけにすぎず、タクシー事業を営むことに制約はないとの反論が想定される。
15	しかし、長らく不況の影響で乗客数は減少し、続けており、このまま初乗り運賃を維持することで、タクシー事業を廃止せざるを得なくなってしまう。そうすると、タクシー事業の継続に対して、制約があるといえる。
20	3. (1) 職業選択の自由は、個人の生計を維持するため手段だけではなく、社会的機能分担たる活動としての性質も有しており、個人の人格的価値とも密接に関連する重要な権利であるといえる。
25	(2) また、運賃の範囲の指定に基いて、運賃の変更を実施したとすれば、本件法律8条3項による運賃変更命令を受けることになる。さらに、この命令に違反すると、本件法律9条に基づいて、一般乗用自動車旅客自動車運送事業の許可を取り消されることがある。また、本8条3項による命令に違反して、運賃を収受した者に対し、本件法律17条

問題文から見て正解に導かれています。今回、問題文の条項について、これ以外にも8条項、

なども考えられます。

国の使命と「職業選択の自由」という文言を比べると、なにかと比べて。

3

goodです。

7条の立論が、この条例の趣意(取消し)にふさわしく、その理由が、客観的に

規制手段に
正確に反映
してない

職米達又の自由
と、其の福祉
との関係が、
格別である。

国の革命の成功
で、我々の目的に
つきの説明、
それに附する著
者の説明から、
でできており good
である。

清浄目的の場合
旅に見えませう、とい
ふ点に有虫ありあけとい
で。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

きないことまで要すると考える。

6 (1) 本件法律7条の目的は、不当な競争から事業者を保護するというものと、競争が社会性を欠いた運送事業によって利用者の生命身体が害されることを防ぐという、混合的なものである。

(2) この目的を達成するために運賃の範囲を指定している。ある特定の運送事業者だけが極端に低い価格を設定すれば、市場が混乱し、安くなった分だけ利用者の安全性が損われるおそれがある。規則と目的との間には合理的な関連性が認められる。

(3) 規制手段としてT市内における小型タクシー#の初乗運賃の範囲を570円～590円に設定している。適正な原価に適正な利潤を加えた運賃としては、事業者ごとに異なることが考えられるので、幅はある程度大きいものである必要があると考える。そうすると、200円の幅で設定していることは、より緩やかな態様で、例えば100円程度の幅をもたせてもその目的を達成することから、

よって、規制手段として、妥当なものとはいえない。以上から、本件条例7条は、憲法22条1項に反し違憲である。

以上

25 規範をうまく整理できており、問題の意図にもしっかりと答えているので、合格点だと思っております。解答の中で実際にでてくる事情をもう少し拾うと、なおよかりたのではないかと思います。この調子が頑張ってください。

5

混合的な目的であることに触れている点OKです。

指摘OKです。

具体的に他の段に200円触れられている点、タクシー業者の事情(むしろ経済的にタクシー業者が困っている点)に少し触れると、よりよい結果になります。

8

39

3 ページ

裏面へ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
A

	5 条項をいかに示せておいたか。
1	X社は、国内において、本件法律7条1号、X社のタクシー事業を継続するに際し、職業選択の自由(憲法以下略)22条1項)に反し、専断であると主張する。
5	2 X社は、本件法律7条1号Fノ職業選択の自由の自由を以て専断であると主張するが、特許法上の自由と異なる。この点について、国はX社の保障を以て、職業活動の自由を以て反論する。
10	職業選択の自由の中心は職業を以て選択するものの自由(継続・変更など)のほかに、職業活動(案件)の自由も含まれる。そして、X社はタクシー事業そのものは継続できるとあり、たとえ初乗運賃を570円以下にまで下げなければならぬとある。職業活動の自由が保障されていると主張する。
15	3 1 (カ)から、X社は長らく不況の影響で乗客数は減少を続けており、このままでは経営が立ち行かない状態にある。そんな中、決定された運賃値下げ案が初乗運賃を500円以下に値下げすることである。このように考えると、X社にいて初乗運賃を500円以下に値下げしなければならぬとある。職業活動の自由が危うい状況にあると主張する。
20	3 2 したがって、これは職業選択の自由の問題ではなく、職業活動の自由がX社の保障されていると主張する。
25	3 3 また、初乗運賃の範囲を570円から590円に指定することによって、X社の職業活動の自由を直接的に制約することではない。間接的制約にすぎない。

5
今回の職業選択の自由が、むしろ職業活動の自由そのものであるという見点を、国の処遇を以ておこなっており非常にgoodです。

5

しかしながら、かかる初乗運賃の範囲等については、
X社は本件法律條の基に、タクシ-乗客の許可を取
消しや同法17条の基に、罰金を課せられることは
明白である。よって、X社の自由に対しては重大な
5 制約が課せられているとすれば、X社はかかる範囲を
遵守せねばするとか、強制されているといふ。X社の
職業選択の自由、重大な制約が課せられているとい
える。

4 よって、重要な公共の利益を守るための必要かつ合理的な手段となければならず、であると解すべきである。

4) 7本半以律7本の目的は適正な原価を以て望むに在り
T₂運賃を標準とする2とて一般旅客自動車運賃
事業顧問の不当な競争を引起せしむることとせしめたる
ことにある

この点、国の反論としては、かかる目的は~~経済的~~
目的規制であるとして、規制目的に力論はつれは
つ月自性の原則を適用し、後述の審議を待た
ずとの主張が考へられる。

しかしながら、消極同規制の目的は積極目的
である³⁰と消極目的である~~とある~~からいって憲法
第35条後半が示すかといふことは合理的関連性がある
かは疑わしい。また、事件の判決の目的として事件
法第1条の目的の適正化、憲法の健全等の維持とい
ふところ、事件の目的は消極目的であり、一時的
消極目的・積極目的の判断をするといふ好ましいとい
ふことはない。よって、国の反論は妥当でない。

2. 17. 原料環境 7条の目的は重要な公害の防止と
 いわさるべきでない。

30 21 次、切乗等積を500円、折違り200

国の反論を
とおひて手交す目的
(27.11.10)説明
かじりかきおし。OK
15

1) 10月には、X国への
→ 主権の説明
として、海軍目的
については説明した。
さらに、租界目的
の海軍基地を
いまだに建設中
であること。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

	必要かつ合理的か、
	この点「適正な利潤」かという点、その時の時代の
	の流れとして変遷していくものであり、一時的に指定
5	できるものではない。そこで不況の際においてタク
	シーの乗車率を上げることが更に適正な利潤を
	確保することを目的として利潤を調整すること、
	タクシー業者からするとこのように指定はむしろ業
	者を苦しめるものとなる。
10	このように之と各タクシー事業者が各々乗
	車賃の額を提示し、国に提示し、一定の事由の下
	に適正な厚価の適正な利潤を加えた乗車賃である
	と認めればその乗車賃で運送をしようとする手続で
	あっても憲法7条の目的は十分達成できると
15	いえる。なぜならタクシー事業の規模は各々社で異な
	るのであるから適正な利潤も千差万別を考慮すべき
	からである。
	したがってこのように国土交通省によるかかる
	乗車賃の範囲の指定は必要かつ合理的であるとい
	えない。よって、
20	5 以上から、憲法7条はタクシー事業の
	継続する自由を侵害し、違憲であると主張する。
	以上
	国からの反論として配置しながら、自分の見解を説得的
	に言明している。
25	非常にレベルの高い答案だと思っております。この調子で
	頑張ってください。

具体的な
事情を考慮
しつつ、具体的な
年俵にスライド
の幅がわたりOK
です。